

期間業務職員（自動車整備士）の募集について

内閣府大臣官房会計課では、期間業務職員（自動車整備士）の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員【自動車整備士】（大臣官房会計課）

※非正規雇用

2. 業務内容

大臣官房会計課では以下のような業務を行っています。

○予算、予算の執行、物品の管理並びに庁舎の管理に関すること

3. 職務内容

自動車整備業務として以下の業務を行っていただきます。

- （1）自動車の整備業務
- （2）自動車の運転業務
- （3）PCによる簡単な入力業務等

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

- （1）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- （2）二級ガソリン自動車整備士または、三級自動車ガソリン・エンジン整備士の資格があり、資格取得後実務経験を3年以上有する方（実務経験証明書の提出を求めることがあります。）
- （3）基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel等）

※低圧電気取扱作業特別教育の講習会の受講経験を有する方は、なお可。

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 日本国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

（1）採用予定日

令和6年9月1日

（2）雇用期間

令和6年9月1日～令和7年3月31日

（採用後、1か月間は条件付採用期間）

※勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再採用されることもあります

7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

(1) 日給

8,640円～12,680円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 支払日

原則、毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

- ・通勤手当（実費、1ヶ月当たり上限55,000円、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）
- ・住居手当（支給要件を満たす場合、毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内）

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。

（年2回（6月及び12月））

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分

（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）

（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり）。

(2) 休暇

年次休暇10日（一定の条件を満たした場合、半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）

夏季特別休暇3日間（7月～9月の間に取得可能）

1 2. 勤務地（予定）

内閣府大臣官房会計課（東京都千代田区永田町1-6-1）

<所在地地図> 【注意】入館の際には、内閣府本府庁舎から連絡通路を通じて入館してください。



1 3. 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可、写真添付）
- ・職務経歴書（過去どのような業務をしていたのかわかるもの）
- ・二級ガソリン自動車整備士または、三級自動車ガソリン・エンジン整備士合格証書の写し（履歴書に資格取得後の実務経験が3年以上あることが確認できるように記載のこと）
- ・運転免許証の写し
- ・運転記録証明書（過去5年間を証明したもの）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「自動車整備士募集書類在中」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府大臣官房会計課庶務係 山尾

(4) 提出締切り

令和6年7月31日（水）**必着**

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接審査

書類審査（1次選考）の後、面接審査（2次選考）を行うこととなった方のみ、面接審査の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしておりますので、取得手続きをあらかじめしていただくことになります。

15. 問合せ先

内閣府大臣官房会計課庶務係 山尾

電話 03-3581-2740